

第3回子どもの貧困対策に関する検討会

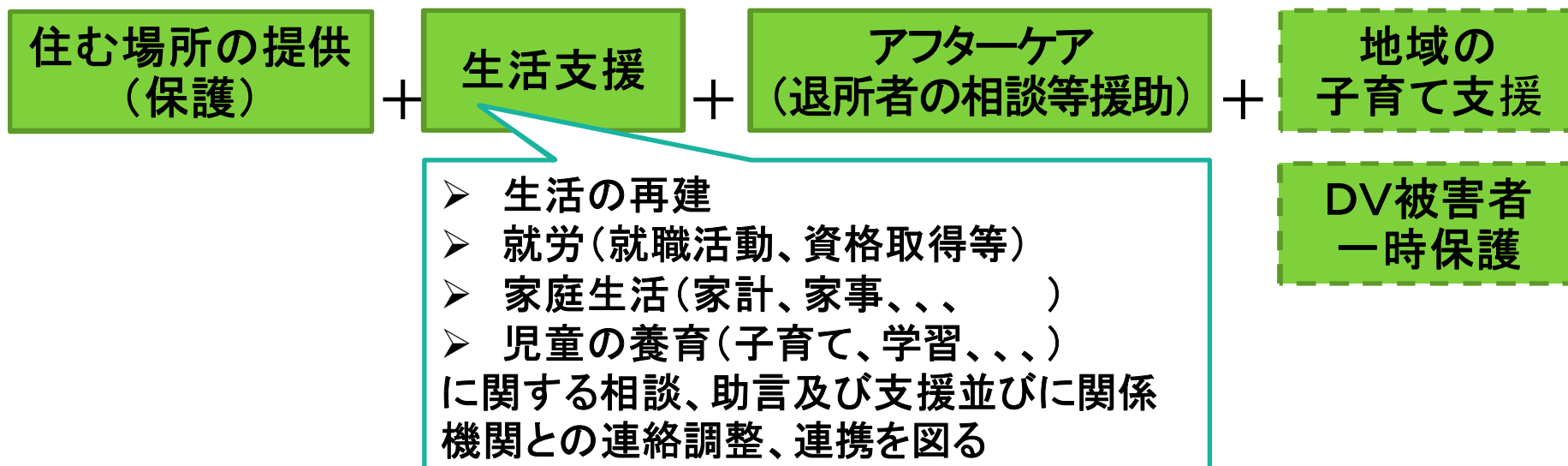
母子生活支援施設から見える 子どもの貧困

平成26年5月22日
全国母子生活支援施設協議会
会長 大塩 孝江

1. はじめに

＜児童福祉法第38条＞
 母子生活支援施設は、
 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及び
 その者の監護すべき児童を入所させて、
 これらの者を保護するとともに、
 これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、
 あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと
 を目的とする施設とする。

母子寮から母子生活支援施設へ（平成9年 児童福祉法改正 等）



1.はじめに

母子生活支援施設の特徴

～母と子が共に生活しながら、共に支援を受けることができる
唯一の児童福祉施設～

家族での生活が保障され(生活の再建と保障)、
入所と同時に子育て支援が提供される

※子ども＝18歳未満、必要がある場合には満20歳まで利用可能

- ・「児童福祉」施設→子どもの最善の利益のために
- ・母親と子どもがともに入所・施設利用の入り口は福祉事務所
- ・利用申込み、利用料
- ・広域入所

2. 母子生活支援施設における支援

入所世帯への支援

母親と子どもそれぞれの個別の課題に対して、専門的支援を行う

入所
前後

- 福祉事務所等と連携して、施設や地域等の情報を事前提供
- 子どもの保育所・学校の入所・入学支援
- 職員、他の入所世帯との人間関係構築の支援
- DV被害者の速やかな受け入れ

等

入所中

【母親への支援】

- 家庭生活支援
(衣食住の生活スキル向上、健康管理 等)
- 子育て支援
(相談・助言、児童相談書等との連携 等)
- 対人関係支援
- 就労支援
(資格取得、求人開拓、保育、職場との調整 等)

- 補完保育
(早朝、夜間、休日、病時等)

- 家族関係への支援
(母子、きょうだい、父親、親族等)

- DV被害からの回避・回復
(保護命令等の情報提供、法的手続きの同行、区域外就学調整、心理的ケア 等)

【子どもへの支援】

- 放課後活動
(生活知識、技術の伝達、遊び、行事 等)
- 学習支援
- 進学、就職支援
(学校との連携、奨学金制度等の活用 等)
- 被虐待児、発達障害等の障害児個別支援
(個別に学習・遊び、病院・相談機関等への同行 等)

2. 母子生活支援施設における自立への支援

母親の資格取得・18歳時の進学状況

(平成26年「鯉淵記念母子福祉助成事業」の助成決定数)H26.3.10現在)

母親

母子生活支援施設利用者(母)の
就労に関わる資格取得支援助成

- 申請42名(決定40名
内定2名)
-
-

子どもの進路

母子生活支援施設に入所する子 等
への就学資金助成

- 平成25年度高校卒業後の進学の状況
- 申請75名(決定67名内定8名)
- 内訳:大学46名、
● 専門学校29名

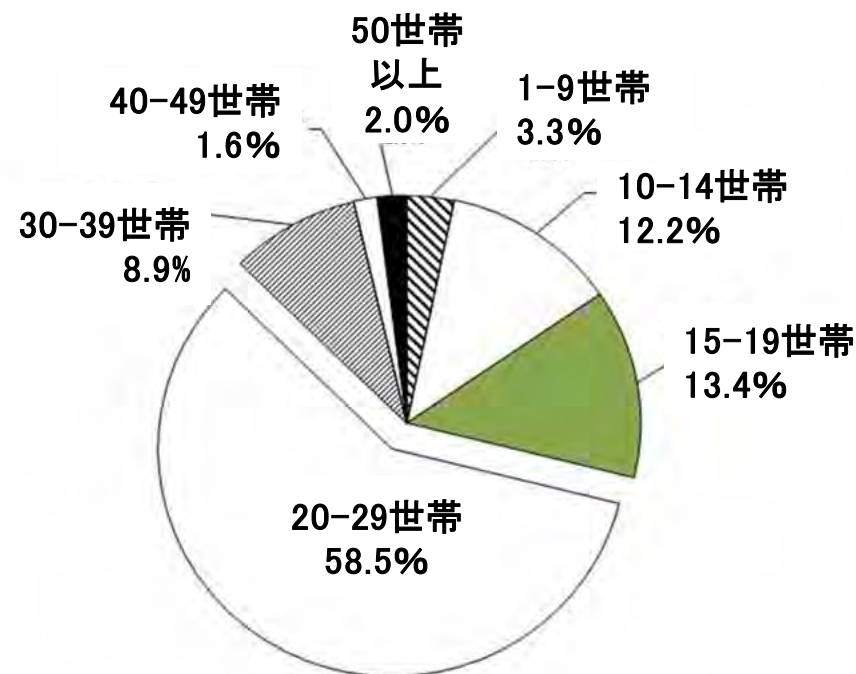
3. 母子生活支援施設の概要

(1) 施設数、定員世帯数、入所世帯数

運営主体	施設数
公設公営	53
公設公営	68
民設民営	131
総数	252

平成26年4月1日現在

参考) 認可定員規模

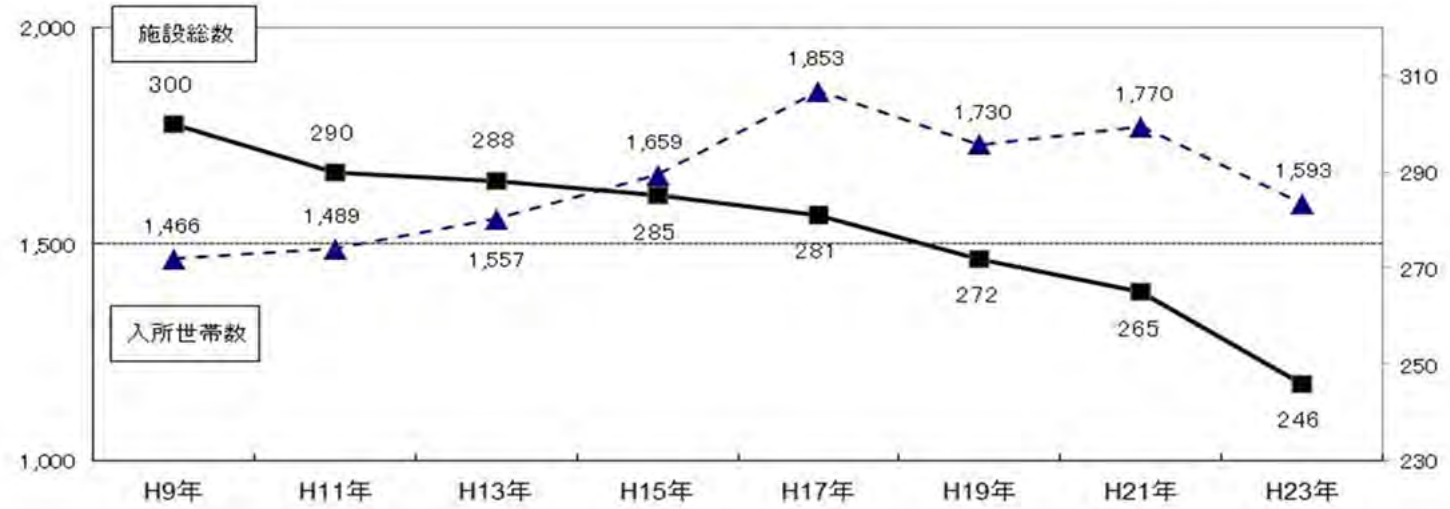


出典) 平成24年度全国母子生活支援施設
実態調査 / 全母協

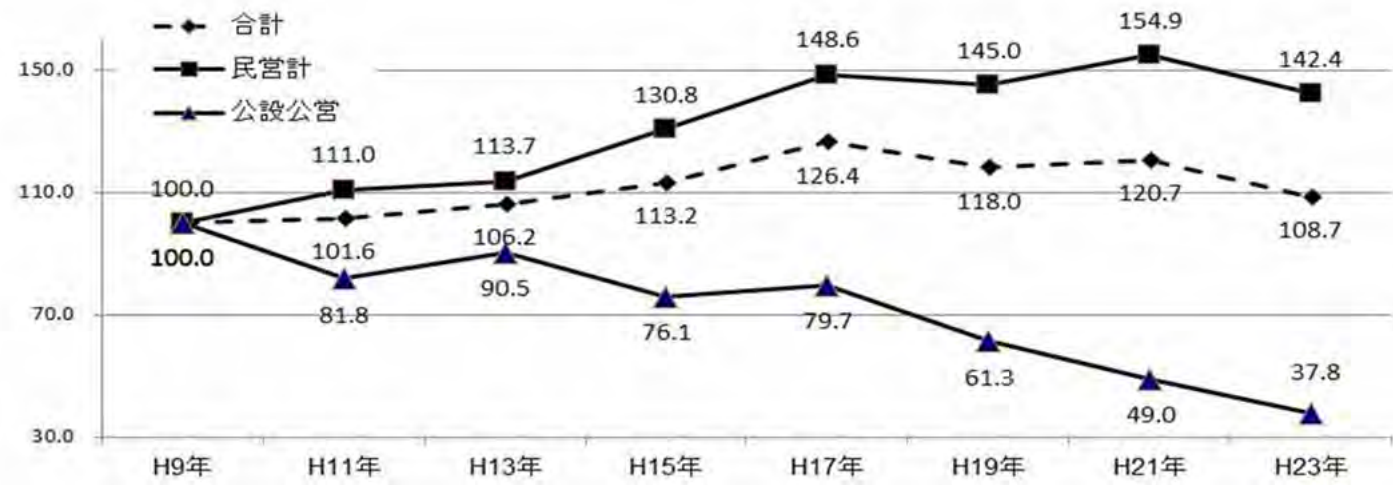
3. 母子生活支援施設の概要

(2) 施設数、定員世帯数、入所世帯数

■入所世帯数と施設数の推移



■入所世帯数の推移(平成9年比率)



出典) 平成24年度全国母子生活支援施設実態調査 / 全母協

3-職員体制(配置基準と実数)

職種	人数等	実数 ()内1施設あたり
施設長		246人(1人)／246施設
母子支援員	～9世帯 1人以上 10世帯～19世帯 2人以上 20世帯～ 3人以上	584人(2.4人)／246施設
嘱託医		242人(1.0人)／235施設
少年指導員	～19世帯 1人以上 20世帯～ 2人以上	449人(1.8人)／246施設
調理員		173人(1.0人)／166施設
保育士	保育所に準ずる設備を設けるときの、乳幼児30人に1人以上	175人(1.3人)／134施設
心理療法担当職員	心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合	179人(1.3人)／137施設
個別対応職員	配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合	115人(1.0人)／114施設
退所後支援職職員	アフターケア担当	6人(1.0人)／6施設

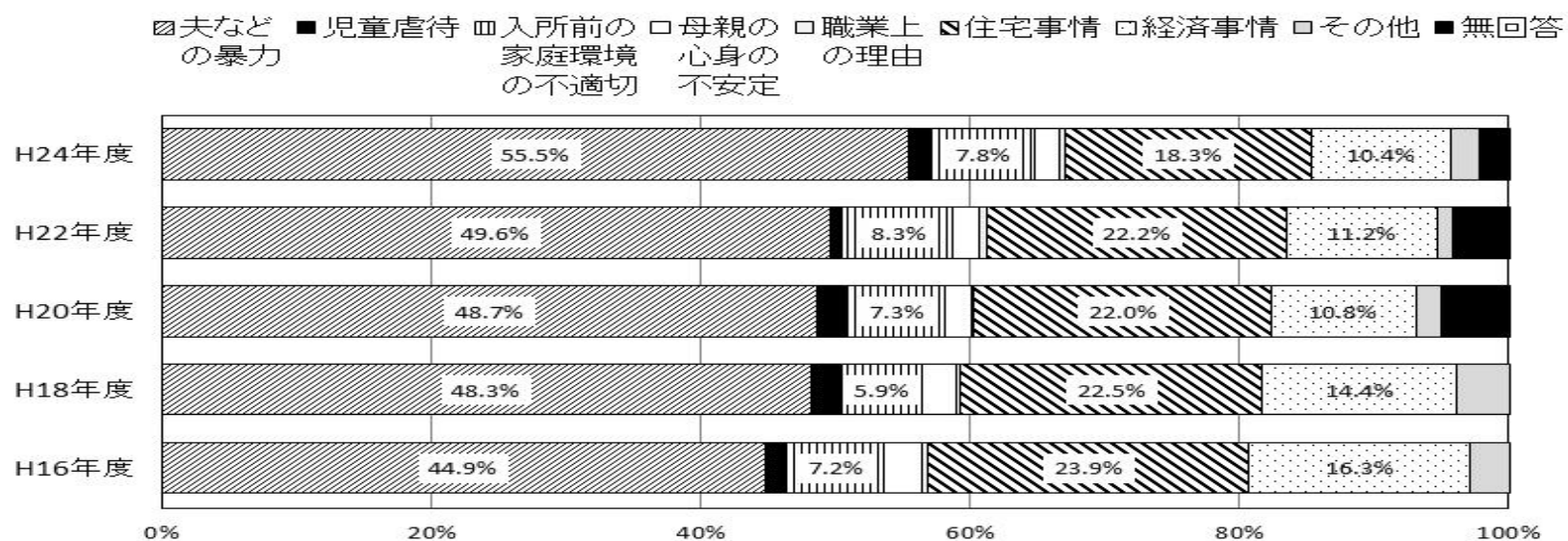
実数は平成24年度全国母子生活支援施設事態調査報告書／全母協。回答施設数 246施設(全数調査ではない)。
出典)平成24年度全国母子生活支援施設実態調査／全母協

4. 母子生活支援施設の入所母子の状況 (1) 新規入所世帯の入所理由

○新規入所世帯の入所理由は、「夫などの暴力」55.5%(884世帯)、「住宅事情」18.3%(292世帯)、「経済事情」10.4%(165世帯)など。

○「夫などの暴力」による入所が年々増加。一方「住宅事情」「経済事情」による入所は年々減少。

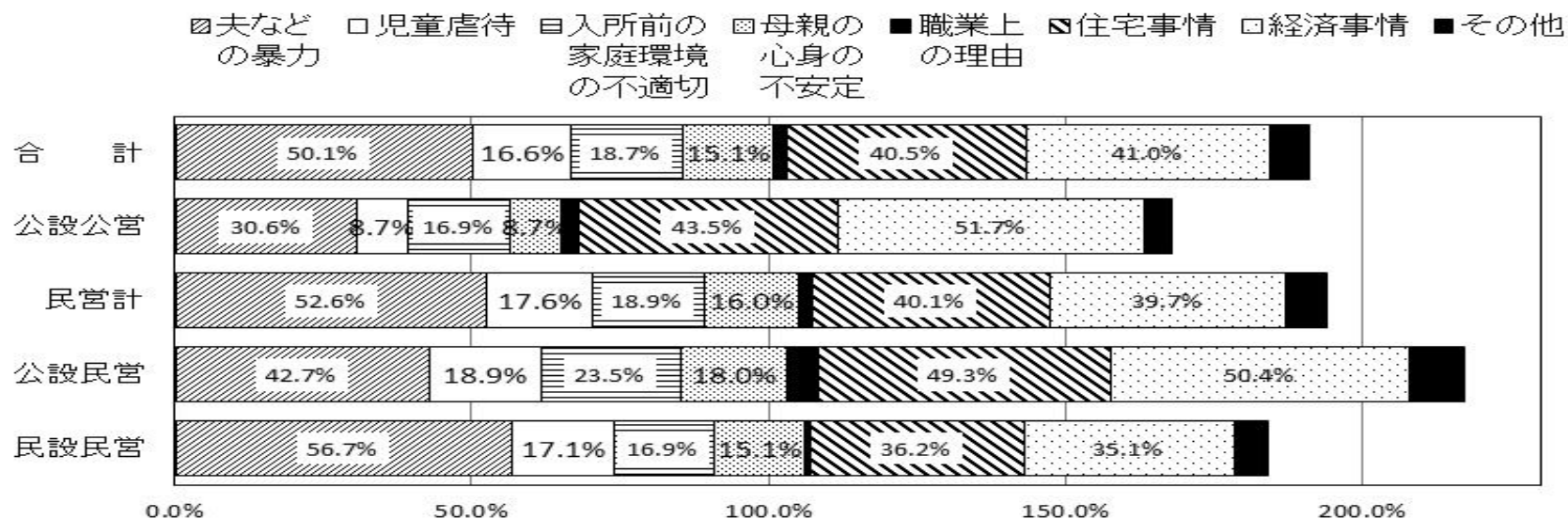
■新規入所世帯の入所理由(年次推移)



(2) 在所世帯の入所理由(複数回答)

○在所世帯の入所理由(複数回答)によると、「夫などの暴力」50.1%(1,810世帯)「経済事情」41.0%(1,482世帯)「住宅事情」40.5%(1,463世帯)が多い。
一方「入所前の家庭的環境の不適切」18.7%(674世帯)、「児童虐待」16.6%(600世帯)、「母親の心身の不安定」15.1%(547世帯)等が一定数の数みられる。

■在所世帯の入所理由(複数回答) ※各年度4月1日現在



(3) 児童虐待の状況

○児童虐待を受けた子どもの人数3,085人と、入所後に明らかに児童虐待が明らかにされた子どもの人数839人を合わせると3,924人(68.4%)にのぼる。

■児童虐待を受けた子どもの人数

	父親等	母親	両親	その他同居人	計
身体的虐待	583 77.9%	59 7.9%	52 7.0%	54 7.2%	748
性的虐待	43 71.7%	1 1.7%	1 1.7%	15 25.0%	60
ネグレクト	126 32.6%	170 43.9%	72 18.6%	19 4.9%	387
心理的虐待	1,602 84.8%	110 5.8%	82 4.3%	96 5.1%	1,890
計	2,354 76.3%	340 11.0%	207 6.7%	184 6.0%	3,085

■(入所前の)児童虐待が入所後に明らかにされた子どもの人数

	父親等	母親	両親	その他同居人	計
身体的虐待	75 36.1%	99 47.6%	28 13.5%	6 2.9%	208
性的虐待	13 56.5%	3 13.0%	0 0.0%	7 30.4%	23
ネグレクト	28 10.8%	203 78.4%	25 9.7%	3 1.2%	259
心理的虐待	152 43.6%	135 38.7%	37 10.6%	25 7.2%	349
計	268 31.9%	440 52.4%	90 10.7%	41 4.9%	839

※DVのある世帯の子どもはすべて含む
 ※入所している子どもの数 総計 5,739人

出典)平成24年度全国母子生活支援施設実態調査/全母協

(4) 外国籍の母親の入所状況、入所理由

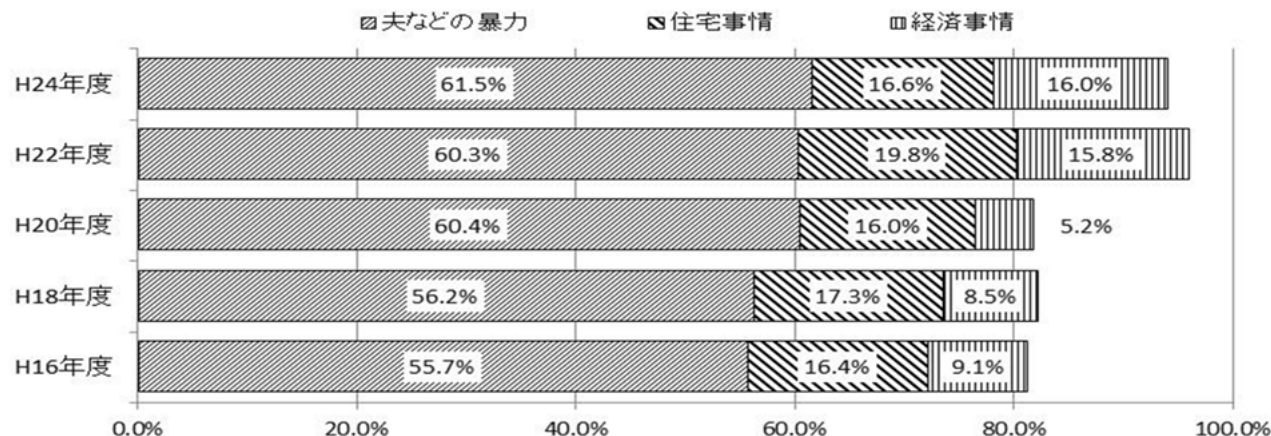
○外国籍の母親の新規入所は全体の11.9%(190世帯)、在所世帯数で見ると全体の8.2%(296世帯)。

■ 外国籍の母親の入所状況

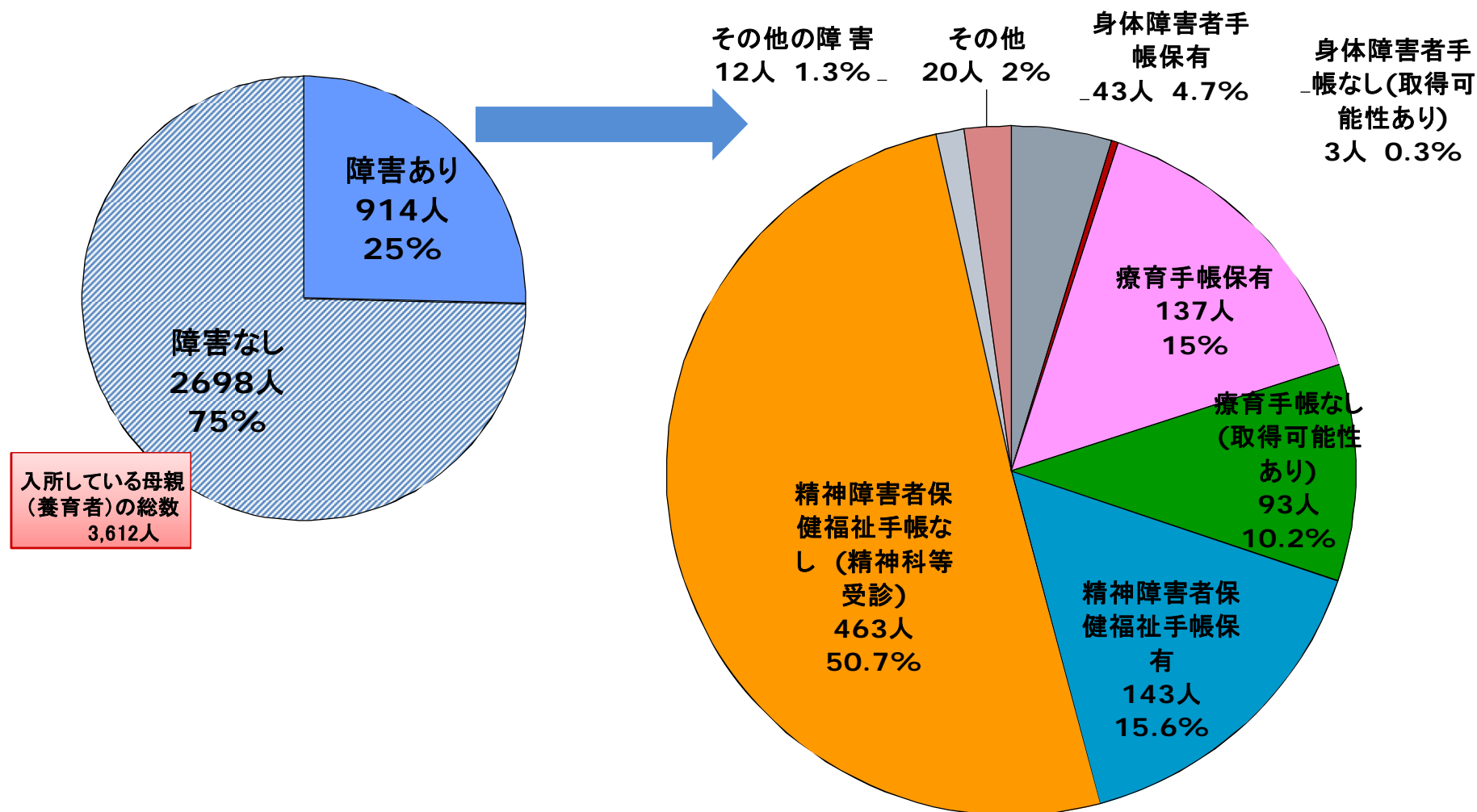


※在所＝4月1日時点の世帯数
新規＝各年度中新規入所世帯数

■ 外国籍の母親の入所理由(年次推移) ※各年度4月1日現在の在所世帯



(5) 障害のある母親の入所状況、障害者手帳等の保有状況



出典) 平成24年度全国母子生活支援施設実態調査／全母協